

「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の一部改定(案)について

1. 改定の背景

大阪府では「大阪府環境影響評価条例」に基づき、規模が大きく著しい環境影響をおよぼすおそれのあるものを対象事業とし、事業者があらかじめ環境影響評価を行うとともに、事業の実施以後に事後調査を行うこととしています。あわせて、事業者の行う環境影響評価及び事後調査が、科学的知見に基づき適正に実施されるようにするため、技術的な事項を記載した「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（以下「技術指針」という。）を策定しています。

平成26年2月に発生土処分場において発生した土砂の崩落事故を受け、今後の土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について、大阪府環境審議会に諮問したところ、土砂を発生させる側の対策については、国等で進める官民一体となった取組みに期待することとし、土砂を発生させる者の責務として、土砂の発生抑制、工事現場内での有効利用、場外へ搬出する土砂の適正な処理などの取組みが求められるとの答申が示されました。

このような状況を踏まえ、多量の発生土が生じることが想定される環境影響評価の対象事業について、事業者（土砂を発生させる者）において、これまで以上に細部にわたり発生抑制等について検討し所要の環境配慮が行われることを目的に、技術指針の一部改定を行います。

2. 一部改定の内容

技術指針 第1章第4節の環境配慮事項（別表7）において、次の下線部の内容を追加します。

- 施工規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の採用等により、発生土の発生抑制に努めること。
- 発生土の処分及び仮置きに際しては、生活環境・自然環境への影響を回避・低減するように努めること。運搬に際しては、飛散流出の防止に努めること。
- 発生土の埋め戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。

3. 施行予定日

平成27年8月上旬（予定）